

藤沢市下水道施設官民連携業務委託公募型プロポーザル実施要領等に関する質問・回答書

| NO   | 質問箇所       |          |            |               | 質問内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 質問回答                                                                                                                                                                                                           |
|------|------------|----------|------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 書類名        | 頁        | 項番         | 項目            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                |
| 質問1  | プロポーザル実施要領 | 3        | 第1章        | 5             | プロポーザル実施要領と、要求水準書で表記が異なります。前者は「(7)ウストックマネジメント(マンホールポンプ)計画策定業務」、後者は「(4)ストックマネジメント計画(マンホールポンプ)策定業務」となっておりますので、いずれかに統一をお願いします。                                                                                                                                                                                    | ストックマネジメント計画(マンホールポンプ)策定業務に統一します。                                                                                                                                                                              |
| 質問2  | プロポーザル実施要領 | 5        | 第2章        | 1             | 参加条件について、協力企業についての条件は記載されていませんが、協力企業は複数の共同企業体の協力企業となることは可能でしょうか。ご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                       | 協力企業は、契約締結後に再委託先として委託者の承諾を受けるものであるため、委託契約前に共同企業体の協力企業となることはあり得ません。                                                                                                                                             |
| 質問3  | プロポーザル実施要領 | 5        | 第2章        | 1             | 「別紙1業務実施体制図(例)」を参照とのことですが、その記載の中で、「JVは各業務の一部を協力企業に委託をすることが可能。(あらかじめ市の承諾を得る必要がある)」となっています。このあらかじめとは、企画提案書等提出時の提出書類、様式Ⅳ-17に、協力企業に関する記載が義務づけられていて、審査項目であると考えますが、この提案時点で確定していない再委託もあることから、市の承諾は、あくまでも基本協定締結後に提出する「再委託承認い」により了解を得るものと考えますがご見解を伺います。                                                                 | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                     |
| 質問4  | プロポーザル実施要領 | 5        | 第2章        | 1<br>(2)      | 「委託者から支払われた報酬」とはどのような意味でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 年度協定に基づき委託者から支払われた業務委託料及び別途契約とする工事請負契約に基づき委託者から支払われた工事請負費のことを指します。                                                                                                                                             |
| 質問5  | プロポーザル実施要領 | 5        | 第2章        | 1<br>(6)      | 複数の者で構成する組合等が(6)ア及びイの要件を満たしている場合は、当該組合等が(6)の要件を満たす企業と解釈してよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                            | 複数の者で構成する組合等について、質問内容の要件を当該組合員が満たしても、当該組合が質問内容の要件を満たすこととはなりません。                                                                                                                                                |
| 質問6  | プロポーザル実施要領 | 10       | 第2章        | 4             | 第5章3(2)に「工事以外または工事のいずれも見積金額が本プロポーザル実施要領の別紙5契約目途額の内訳を超過した場合は失格とする。」とあります。契約目途額とは、提案上限額(見積額)と同義との理解でよろしいでしょうか。また、別紙5にある「契約目途額の内訳」についても各内訳はそれぞれの見積の上限額と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。                                                                                                                                      | 該当箇所については次のとおり訂正します。<br>「業務委託または工事のいずれか一方でも、見積金額が本プロポーザル実施要領の別紙5 契約目途額の内訳を超過した場合は失格とする。」<br>なお、契約目途額は、委託者が予定している予算額を示したものであり、提案上限額(見積額)は、本プロポーザルの公募資料に基づきプロポーザル参加者が見積もった額となるため、同義ではありません。見積額の上限額はないものと理解しています。 |
| 質問7  | プロポーザル実施要領 | 10       | 第2章        | 4             | 契約目途額である13, 530, 232, 280円は税抜価格でしょうか。同要領の別紙5の契約目途額の内訳の記載金額は消費税及び地方消費税を除くと記載されていますが、合計額が契約目途額と合致したため、ご教示ください。                                                                                                                                                                                                   | 税抜きをの金額を示しています。                                                                                                                                                                                                |
| 質問8  | プロポーザル実施要領 | 21       | 第6章        | 2<br>(1)<br>イ | 「付属資料等を巻末に添付する場合は…」と記載されています。様式Ⅱ-2、Ⅱ-6、Ⅱ-7、Ⅱ-8で求められている添付資料についても、巻末にまとめるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                         | 各様式に対する添付資料については、各様式の後に添付してください。                                                                                                                                                                               |
| 質問9  | プロポーザル実施要領 | 21       | 第6章        | 2<br>(1)<br>エ | 「各ページの下中央に通し番号を付すこと」と記載されています。通し番号を記載する様式は、様式Ⅱ-2～Ⅱ-8でよろしいでしょうか。また、巻末に添付する付属資料等には通し番号は不要との理解でよろしいでしょうか(契約書等、既にページが記載されているものもあるため)。                                                                                                                                                                              | 通し番号は、Ⅱ-1～Ⅱ-9の様式及び添付する付属資料等全てに記載してください。                                                                                                                                                                        |
| 質問10 | プロポーザル実施要領 | 23       | 第6章        | 4<br>(1)<br>イ | 「各様式に指定された枚数制限の記載があるものについては厳守すること。また、指定のないものについても、可能な限り簡易な記載とし、必要最小限の枚数とすること」と記載されています。表6-4 企画提案書類等提出時の提出書類や各様式には特に枚数制限の記述は見受けられない一方、以下の様式には「記載欄が不足する場合は、表を複製し、複数枚にわたって記載すること。」と記載されています。様式Ⅳ-4 地域精通度<br>様式Ⅳ-5 技術力の評価<br>様式Ⅳ-6 業務実施体制<br>様式Ⅳ-7 配置技術者の資格・配置計画<br>上記以外の様式については複数枚の記述は認められない(1枚のみ)、との理解でよろしいでしょうか。 | 各様式に枚数制限の指定がないものについては、必要最小限の枚数としてください。                                                                                                                                                                         |
| 質問11 | プロポーザル実施要領 | 23       | 第6章        | 4<br>(1)<br>イ | 「付属資料等を巻末に添付する場合は…」と記載されています。様式Ⅳ-4、Ⅳ-5、Ⅳ-7で求められている添付資料についても、巻末にまとめるとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                             | 各様式に対する添付資料については、各様式の後に添付してください。                                                                                                                                                                               |
| 質問12 | プロポーザル実施要領 | 23       | 第6章        | 4<br>(1)<br>エ | 「各ページの下中央に通し番号を付すこと」と記載されています。通し番号を記載する様式は、様式Ⅳ-4～Ⅳ-17でよろしいでしょうか。また、巻末に添付する付属資料等には通し番号は不要との理解でよろしいでしょうか(契約書等、既にページが記載されているものもあるため)。                                                                                                                                                                             | 通し番号は、Ⅳ-1～Ⅳ-17の様式及び添付する付属資料等全てに記載してください。なお、Ⅳ-18～Ⅳ-19は付番せず、封書に入れて提出してください。                                                                                                                                      |
| 質問13 | プロポーザル実施要領 | 23       | 第6章        | 4<br>(1)<br>カ | 「ページ右下に、本市から送付された参加資格確認結果通知書に記入されている受付番号を付すこと」と記載されています。受付番号を記載する様式は、様式Ⅳ-4～Ⅳ-17でよろしいでしょうか。また、巻末に添付する付属資料等には受付番号は不要との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                              | 受付番号は、Ⅳ-1～Ⅳ-19の様式及び添付する付属資料等全てに記載してください。                                                                                                                                                                       |
| 質問14 | プロポーザル実施要領 | 29       | 別紙1        |               | 業務実施体制図(例)において「JVは各業務の一部を協力企業に委託可能」と示されているが、業務とは大分類業務、中分類業務のいずれかなのかご教示願いたい。                                                                                                                                                                                                                                    | 要求水準書(別紙集)別紙9配置技術者の資格要件に示す、中分類業務を指しています。                                                                                                                                                                       |
| 質問15 | プロポーザル実施要領 | 34       | 第13条       | 第4項           | 参照条文に第10条と記載がありますが、同協定中の第10条を指すのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                         | 第9条の誤りです。訂正いたします。                                                                                                                                                                                              |
| 質問16 | プロポーザル実施要領 | 41       | 別紙5        | (1)           | 業務名及び各年度の金額が入力されています。その中にある『計画的業務(MP以外)』と『計画的業務(MP)』のそれぞれに含まれる業務内訳をご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                    | 業務内訳は次のとおりです。<br>『計画的業務(MP以外)』<br>・圧送管巡視・点検業務<br>・ます・取付け管巡視業務<br>・調査業務<br>・清掃業務<br>『計画的業務(MP)』<br>・マンホールポンプ点検業務                                                                                                |
| 質問17 | プロポーザル実施要領 | 10<br>41 | 第2章<br>別紙5 | 4<br>(1)～(3)  | 契約目途額に係る官積算の資料の提供時期をご教示願いたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 資料の提供時期は、優先交渉権者決定通知日以降となります。<br>また、参考として、工事費の積算については提供できる範囲にて金抜き設計書(単価表を含む)を貸与資料に追加します。                                                                                                                        |

| NO   | 質問箇所             |           |     |                        | 質問内容                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 質問回答                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|------------------|-----------|-----|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 書類名              | 頁         | 項番  | 項目                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                        |
| 質問18 | 要求水準書<br>(共通編)   |           |     | 用語定義                   | Sランクは「施設の異常に伴い、施設の周りに空洞が確認でき、道路陥没や管路閉塞のリスクが高い箇所」と定義されていますが、空洞確認の方法、判定基準及びSランク判定の具体的な考え方をご教示ください。                                                                                                                                                                                          | <p>具体的な考え方は次のとおりです。</p> <p>・空洞確認の方法：<br/>点検・調査により確認します。</p> <p>・判定基準及びSランク判定の具体的な考え方：<br/>管路(本管・取付け管)及びマンホールにおける、点検及び目視調査(カメラ調査を含む)により確認された、施設の異常(破損や脱却等)により、異常箇所から土砂等の流入又は施設周囲の空洞が確認され、道路陥没がや管路閉塞のリスクが高いと判断されるものとしています。</p>           |
| 質問19 | 要求水準書<br>(共通編)   | 4         | 第1章 | 2                      | 「※2国庫補助金対象業務については、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。」とありますが、受託者の作業はどのようなイメージをお持ちでしょうか。                                                                                                                                                                                                          | 検査対象となる業務概要が説明できる資料の作成、納品した成果品(報告書、図面、構造計算書等)の補正、現場検査等の準備を想定しています。                                                                                                                                                                     |
| 質問20 | 要求水準書<br>(共通編)   | 4         | 第1章 | 2                      | (8)別途契約対象工事は、委託者が指定する積算基準書により算出…とあります。委託者が指定する積算基準書について、ご教示ください。                                                                                                                                                                                                                          | <p>【公共ます取付け管新設工事】<br/>下水道用設計標準歩掛表・土木工事標準積算基準書</p> <p>【改築工事・耐震改築工事】<br/>下水道用設計標準歩掛表・土木工事標準積算基準書・下水道施設維持管理積算要領・下水道管路管理積算資料等</p>                                                                                                          |
| 質問21 | 要求水準書<br>(共通編)   | 4         | 第1章 | 2                      | (8)別途契約対象工事は、委託者が指定する積算基準書により算出された工事費(事前に委託者の確認を受けたもの)に応札率を乗じた額で実施すること。とありますが、この工事費とは、委託者が積算する工事費を指しているのでしょうか。                                                                                                                                                                            | 受託者が(委託者の指定する積算基準書により)積算する工事費を指しています。                                                                                                                                                                                                  |
| 質問22 | 要求水準書<br>(共通編)   | 7         | 第1章 | 15                     | 協力義務のイメージは、他業務に対して影響しないよう、本業務の実施スケジュールを調整するといったイメージでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                 | 関連業務の関係者と協議の上、本業務の調整を行うことを想定しています。                                                                                                                                                                                                     |
| 質問23 | 要求水準書<br>(共通編)   | 8         | 第1章 | 23                     | 性能規定の導入は着手日から4～5年後を目途とされていますが、現時点で想定している業務指標(KPI)、評価方法及び導入時期をご教示ください。                                                                                                                                                                                                                     | 性能規定に係る業務指標(KPI)、評価方法及び導入時期は、維持管理情報を基に受託者からご提案いただき、委託者と協議を経て設定することを想定しています。                                                                                                                                                            |
| 質問24 | 要求水準書<br>(共通編)   | 11        | 第2章 | 5                      | 当該項目について、作業内容によっては影響のないもの(例えば取付管調査や、小口径のカメラ調査等)や注意報における作業の可否については、天気予測等による十分な安全確保がなされている場合は実施に問題はないでしょうか。また、詳細の条件等、協議は可能でしょうか。                                                                                                                                                            | 取付管調査・小口径カメラ調査についても、局地的な大雨等に影響はあると認識しています。受託者は、作業等の安全管理に万全を期すため、現場特性に応じた作業等の実施及び中止基準について自らの責任において設定し、業務計画書にて委託者に報告する必要があります。                                                                                                           |
| 質問25 | 要求水準書<br>(共通編)   | 13        | 第3章 | 1                      | 「ウ 調査等で確認できたSランクについては、速やかに修繕又は改築を行うこと。」とありますが、確認時期によっては、対応が困難なケースも想定されます。実施の可否については、委託者と受託者の協議により決定する。といった理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                   | Sランクについては、確認時期によらずに速やかな対応を求めているものです。                                                                                                                                                                                                   |
| 質問26 | 要求水準書<br>(共通編)   | 14        | 第3章 | 1<br>(1)<br>セ          | 一般事項<br>『本業務で発生する廃棄物については、法令等に基づき適切に運搬・処分すること。』と記載されております。<br>マンホールポンプ槽内で発生した産業廃棄物の処分にあたり、マニフェストの排出事業者は貴市であり、受託者は事務代行との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                      | マニフェストの排出事業者は受託者を想定しています。                                                                                                                                                                                                              |
| 質問27 | 要求水準書<br>(共通編)   | 16        | 第3章 | 2                      | 「(1)データベース作成業務」の「本市が運用している維持管理システム」について、下記を確認させてください。<br>①システムに入力する具体的な項目(属性情報)が決まっていればご教示ください。<br>②提出するデータのファイル形式をご教示ください。                                                                                                                                                               | ①システムに入力する具体的な項目(属性情報)は決まっています。詳細は、貸与資料の「データベース作成用シート」を参照してください。<br>②xlsm形式です。                                                                                                                                                         |
| 質問28 | 要求水準書<br>(共通編)   | 17        | 第3章 | 3                      | 統括管理業務の年間の費用内訳を業務単位((2)ア～シ、(3))でご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                                  | 優先交渉権者決定通知日以降、費用の内訳がわかる資料の提供が可能です。                                                                                                                                                                                                     |
| 質問29 | 要求水準書<br>(共通編)   | 22        | 第3章 | 3<br>(2)<br>キ<br>(イ)   | 基本契約及び年度協定で定めた予算を超過する可能性が顕在化した場合、追加協議又は契約変更の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                          | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                             |
| 質問30 | 要求水準書<br>(共通編)   | 22        | 第3章 | 3<br>(2)<br>キ<br>(ウ)   | 賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不適合となっていないか定期的に確認するとありますが、見直しを行う判断基準及び協議時期をご教示ください。                                                                                                                                                                                                                 | 基本契約書(案) 第40条のとおりです。                                                                                                                                                                                                                   |
| 質問31 | 要求水準書<br>(共通編)   | 22        | 第3章 | 3<br>(2)<br>キ          | 各業務の予定数量は、受託者の提案により業務間で数量を年度間などで増減し、予算配分を調整することが可能との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                         | 協議により調整することは可能です。ただし、委託者側の予算上の都合や、国庫補助対象となる業務における交付金の配分状況により、増額または減額ができない可能性があります。                                                                                                                                                     |
| 質問32 | 要求水準書<br>(共通編)   | 23        | 第3章 | 3<br>(2)<br>ク          | 災害対応について、どのような状況において災害対応が必要となるかご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                                   | 地震及び風水害等の災害における、下水道施設に被災または二次災害等、委託者が必要と判断し指示する事前及び事後対応について想定しております。                                                                                                                                                                   |
| 質問33 | 要求水準書<br>(共通編)   | 23～<br>25 | 第3章 | 3<br>(2)<br>コ、サ<br>(3) | コ 新たな社会課題への対応、サ 業務マネジメントの実践、(3)更新計画案作成業務について、統括管理業務の中に含まれていますが、プロポーザル実施要領 別紙5の(1)業務委託(3条予算)の統括管理業務では10年間同一の金額となっております。業務によっては5年目や10年目に対応すると規定されておりますが、「コ 新たな社会課題への対応」、「サ 業務マネジメントの実践、(3)更新計画案作成業務」はプロポーザル実施要領 別紙5 契約目途額の内訳のどちらに該当しますか。                                                    | 統括管理業務について、成果物による履行確認が困難であると認識しており、年度毎による業務量の変動はありますが、均等割りとして月払いの対応として金額を計上しております。                                                                                                                                                     |
| 質問34 | 要求水準書<br>(共通編)   | 24        | 第3章 | 3<br>(2)<br>サ<br>(ア)   | 「サ 事業マネジメントの実践」の「(ア)事業マネジメント計画案の作成」について、下記を確認させてください。<br>①事業マネジメント計画案の作成時期及び作成回数に指定はありますか。<br>②事業マネジメント計画案のアウトプットの具体的なイメージがあればご教示ください。<br>③要求水準書には、下水道ストックマネジメント計画のほか、事業計画、経営戦略、下水道総合地震対策計画、下水道浸水被害軽減総合計画、下水道脱炭素化推進事業計画等が挙げられていますが、下水道ストックマネジメント計画以外の計画の具体的な計画内容については検討対象外という認識で宜しいでしょうか。 | ①作成時期は、あらかじめ委託者と協議により定め、5年毎に2回とします。<br>②下水道管路施設やマンホールポンプ施設において、各種計画との整合を図り「現状評価と課題の抽出(Check)」 「目標設定(Action)」 「施設相互の調整(Plan)」 「施策の実施及び進捗管理(Do)」を整理し、効率的・効果的な事業マネジメントに資する計画を想定しています。<br>③列記した各種計画との整合を図ったうえで、「事業マネジメント計画案」を作成していただくものです。 |
| 質問35 | 要求水準書<br>(共通編)   | 25～<br>26 | 第3章 | 3<br>(3)               | 更新計画案で整理した結果をストックマネジメント実施方針及び修繕・改築選定業務へ反映するとありますが、反映後の事業化及び予算化の判断は委託者が行うとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                   | 性能発注に移行するまでの間については、ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                          |
| 質問36 | 要求水準書<br>(共通編)   | 25～<br>26 | 第3章 | 3<br>(3)               | 【更新計画案】統括管理業務において作成する更新計画案は、各業務の実施結果を踏まえ毎年度見直すものと理解していますが、年度途中に調査結果等により優先順位が変動した場合は、年度協定の対象数量及び事業計画について協議のうえ変更できるとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                          | 年度途中に調査結果等により優先順位が変動した場合、事業計画の変更に係る協議は実施可能と想定できますが、年度協定の対象数量については、委託者側の予算の都合があるため、早くて翌年度以降から実施する分について、変更が可能となることを想定しています。                                                                                                              |
| 質問37 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 6         | 第1章 | 1<br>(4)<br>キ          | 『マンホールポンプ点検業務』『マンホールポンプ所の清掃業務』『(ア)マンホールポンプ内槽内の清掃を実施』とありますが、『(6)清掃業務の清掃』『イ(キ)マンホールポンプ所』の業務との違いを教示ください。                                                                                                                                                                                     | 要求水準書(業務委託編)6頁(4)キについては、定期点検における清掃業務、要求水準書(業務委託編)12頁(6)については、異常時における清掃業務を示しています。                                                                                                                                                       |

| NO   | 質問箇所             |     |     |                      | 質問内容                                                                                                                                                                                                                 | 質問回答                                                                                                                                                                                     |
|------|------------------|-----|-----|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 書類名              | 頁   | 項番  | 項目                   |                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                          |
| 質問38 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 6   | 第2章 | 1<br>(4)<br>ク        | 『マンホールポンプ点検業務』『マンホールポンプ所の巡回業務』にある『繁忙期は2回/週』と記載されております。<br>繁忙期の期間をご教示いただけますか。                                                                                                                                         | 6月中旬から12月中旬までの約6か月の期間を想定しています。                                                                                                                                                           |
| 質問39 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 6   | 第1章 | 1<br>(4)<br>ケ        | 「マンホールポンプ所の修繕に必要な費用は当該業務に含まれる。」と記載されています。<br>年間の修繕費に上限はありますか。なお、上限がない場合、想定費用が分かる資料(直近3年分の修繕実績等)を開示願います。また、想定を超える修繕が発生した場合は、契約金額の変更又は別途協議の対象となる理解でよろしいでしょうか。<br>更に、本修繕業務は、同要求水準書(業務委託編)15ページ 2 修繕等業務とは別の理解でよろしいでしょうか。 | 想定額として、過去の実績より算出しています。<br>南部処理区 18,000千円/年 17件/年<br>東部処理区 10,000千円/年 13件/年<br><br>想定を超える修繕が発生した場合は、契約金額の変更又は別途協議の対象となります。<br><br>本修繕業務は、同要求水準書(業務委託編)15ページ 2 修繕等業務とは別になります。              |
| 質問40 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 6   | 第1章 | 1<br>(4)<br>ケ<br>(イ) | 「b 業務範囲 少額随契で対応できる範囲…」と記載されています。<br>少額随契で対応できる範囲について、1件あたりの上限額、税込・税抜の別をご教示ください。<br>例:〇〇万円以下/件(税抜き)                                                                                                                   | 1件当たりの上限金額については設定しません。要求水準書に記載の「少額随契で対応できる範囲及び」については削除いたします。                                                                                                                             |
| 質問41 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 7   | 第1章 | 1<br>(4)<br>サ        | その他<br>条文に『故障警報対応業務の作業内容は、下記のとおりとする。』とありますが、(ア)～(キ)の説明文を考慮すると、故障警報対応業務では無いようにみうけられます。改めて貴市の見解をお示しください。                                                                                                               | 誤記となります。『故障警報対応業務の作業内容は、下記のとおりとする。』は削除します。                                                                                                                                               |
| 質問42 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 7   | 第1章 | 1<br>(4)<br>サ<br>(ア) | その他<br>『(ア)マンホールポンプの稼働にかかる電気・水道・通信料を見込むこと。』とありますが、公告資料に積算の基になる資料が確認できませんでした。<br>各マンホールポンプ所における過去3年間の下記データの開示をお願いします。<br>・電気料金が分かる契約情報、電力量使用量明細(毎月)<br>・水道使用料金が分かる口径及び使用量明細(毎月)<br>・通信料が分かる契約明細及び使用料金明細(毎月)           | マンホールポンプの稼働にかかる電気・水道通信の契約情報及び使用料等の内容を示した資料は、貸与資料に追加しますので、貸与資料にて確認してください。<br>また、水道の口径について、全て13mmとなります。                                                                                    |
| 質問43 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 7   | 第1章 | 1<br>(4)<br>サ<br>(イ) | 『マンホールポンプの引き上げ点検や可搬式発電機の運搬を行うための車両を準備すること。また、作業の際は小型移動クレーン運転技能講習修了者、玉掛技能講習修了者等の有資格者が行うこと。』と記載されております。<br>可搬用車輛選定にあたり自家用発電機のサイズ、質量等のデータの開示をお願いいたします。                                                                  | 【メーカー】デンヨー<br>【型式】①DCA-13LSYB②DCA-25LSKB③DCA-45LSKB<br>【サイズ】①長さ1390mm幅650mm高さ1160mm②長さ1540mm幅700mm高さ1250mm③長さ1850mm幅880mm高さ1600mm<br>【質量】①乾燥565kg整備660kg②乾燥735kg整備905kg③乾燥1160kg整備1490kg |
| 質問44 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 7   | 第1章 | 1<br>(4)<br>サ<br>(ウ) | 『(ウ)初年度については通報装置の通報先を受託者指定の番号へ変更すること』と記載されておりますが、各マンホールポンプ所の通報装置のメーカー、型式等のデータの開示をお願いいたします。                                                                                                                           | 貸与資料「南部処理区 発報機器一覧」及び「東部処理区 発報機器一覧」にて、各マンホールポンプ所の通報装置のメーカ及び形式を記載しています。                                                                                                                    |
| 質問45 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 7   | 第1章 | 1<br>(4)<br>サ<br>(エ) | 「別途委託者が発注している他業務と連携をとること」と記載されています。<br>他業務との連携について、想定される作業内容をご教示ください。<br>また、想定される頻度、年間回数、対応時間の目安があれば併せてご教示ください。                                                                                                      | ポンプ場や処理場等下水道施設の維持管理業務委託を別途発注しており、その中で保安規定に基づく点検を想定しております。(2カ月に1回)                                                                                                                        |
| 質問46 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 7   | 第1章 | 1<br>(4)<br>サ<br>(カ) | 『(カ)電気事業法等各種法令、経済産業省通知「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を遵守すること。また、自家用電気工作物に該当する事業場※は、上記法令等と合わせて保安規程についても遵守すること。』と記載されておりますが、マンホールポンプ点検業務で要求されている資格に電気主任技術者が無いことから、貴市選任の電気主任技術者の監理監督のもと手順書に従って点検を行うとの認識でよろしいでしょうか。                 | 自家用電気工作物に該当する事業場において、可搬式発電機の接続等を行う際には、本市が別途発注する維持管理業務委託の受託者から選任される電気主任技術者の管理・監督のもと実施してください。                                                                                              |
| 質問47 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 8～9 | 第1章 | 1<br>(5)<br>オ        | 調査結果により追加調査が必要となる場合、追加調査の実施判断基準及び費用負担の考え方をご教示ください。                                                                                                                                                                   | 受託者の判断により追加調査が必要となる範囲を委託者に提案し、費用分担を含め委託者と協議のうえ追加調査の方針を決定いたします。                                                                                                                           |
| 質問48 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 15  | 第1章 | 2                    | 修繕費用について、各年度の修繕費用は実施要領別紙5に記載の修繕等業務の各年度に記載されている契約目途額を超えることはないとの理解でよい。か。ご教示ください。                                                                                                                                       | 修繕等業務に係る業務量は想定であり、各年度の契約目途額の合計額を超えない範囲において、増減があるものと想定しております。                                                                                                                             |
| 質問49 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 16  | 第1章 | 2<br>(3)             | 本管部分入れ替え業務とありますが、非開削工法による内面補修工法が合理的と判断される場合、対策範囲及び工法は協議により変更なのでしょうか。                                                                                                                                                 | 性能発注に移行するまでの間については、ご理解のとおりです。                                                                                                                                                            |
| 質問50 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 17  | 第1章 | 2<br>(3)<br>カ        | 修繕等業務において、1件当たり2,000千円(税込)を超える修繕が必要となった場合の対応方法及び契約変更の考え方をご教示ください。                                                                                                                                                    | 修繕等業務における、1件当りの上限額はありません。要求水準書については訂正します。                                                                                                                                                |
| 質問51 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 17  | 第1章 | 2<br>(4)             | マンホール本体修繕は年間20箇所想定されているが、修繕の種類がP18の(キ)～(サ)の5種類あり、対象作業別の想定量があればご教示願いたい。                                                                                                                                               | マンホール本体修繕は斜壁入替を最大作業量として年間20箇所を想定しています。対象作業別として個々の数量は想定していません。                                                                                                                            |
| 質問52 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 18  | 第1章 | 2<br>(5)             | まず修繕業務において、年間50箇所を想定しているが、修繕の種類がP19の(キ)(ク)があり、対象作業別の想定数量があればご教示願いたい。                                                                                                                                                 | 1箇所に対してまず修繕の想定している作業全てを行うことを最大作業量として想定し、年間50箇所と想定量を考えています。対象作業別として個々の数量は想定していません。                                                                                                        |
| 質問53 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 19  | 第1章 | 2<br>(6)             | 空洞箇所穴埋め修繕業務が年間50箇所を想定しているが、平均的な空洞規模の想定量をご教示願いたい。                                                                                                                                                                     | 空洞規模は路面下空洞調査により判別され、空洞箇所穴埋めについては、1.5m3程度の修繕を想定しています。                                                                                                                                     |
| 質問54 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 28  | 第1章 | 5                    | (2)改築設計業務(管きょ) オ 調査に「(エ)公私道調査公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない」とありますが、ふじさわキユンマップの市道認定路線網図で官地であることが明瞭である場合でも公図や土地台帳による確認を行う必要があるということでしょうか。また、公図や土地所有者の調査は、公用で実施可能でしょうか。あるいはこれに関わる費用は委託費に含まれるというご認識でしょうか。                     | ふじさわキユンマップの市道認定路線網図で官地であることが明瞭である場合でも公図や土地台帳による確認を行ってください。<br>公図や土地所有者の調査は、公用で実施可能です。                                                                                                    |
| 質問55 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 33  | 第1章 | 5                    | (3)改築設計業務(マンホール)「キ 施工方法の比較検討布設替え工法との経済比較を行う」とありますが、布設替え工法の単価は設計範囲内における標準単価を設定しその金額との比較という認識でよろしいでしょうか。あるいは、箇所別に支障物の移設切回しや仮設(土留工や水替え等)、付帯工等を含めた費用を算定し、その金額との比較でしょうか。(更生工法、布設替え双方の設計を行い経済比較を行う)                        | 施工方法の比較検討は、支障物の移設切回しや仮設(土留工や水替え等)、付帯工等を含めた費用を箇所別に算定し、比較検討をしてください。                                                                                                                        |
| 質問56 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 33  | 第1章 | 5                    | (3)改築設計業務(マンホール)「キ 施工方法の比較検討布設替え工法との経済比較を行う」とありますが、経済比較により布設替え工法が安価となる場合は、布設替え工法が採用される可能性があり、その場合は業務対象から除外されるのでしょうか。                                                                                                 | 経済比較により布設替え工法となった場合は、その時点で業務は終了していただきます。業務着手から当該時点までに作成した成果品についてはとりまとめ、委託者の検査を受けてください。検査に合格した場合は、検査に合格した部分の委託料をお支払いします。                                                                  |
| 質問57 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 33  | 第1章 | 5                    | (3)改築設計業務(マンホール) ケ 設計図の作成 「(オ)縦断面図本業務設計対象マンホール」は、現場環境調査により構造確認を行います。縦断面図作成における対象マンホールの上流側または下流側マンホールの諸元は下水道台帳の情報を踏襲する認識でよろしいでしょうか。                                                                                   | 縦断面図作成における対象マンホールの上流側または下流側マンホールの諸元は、下水道台帳及び貸与する参考資料をもとに作成してください。                                                                                                                        |
| 質問58 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 36  | 第1章 | 5                    | (4)改築設計業務(取付け管)「ア 業務内容」について、汚水樹の状況に関わらず、設計対象は飽くまで取付け管のみの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                | 設計対象は、まず及び取付け管としています。                                                                                                                                                                    |

| NO   | 質問箇所             |    |     |          | 質問内容                                                                                                                                                                                                  | 質問回答                                                                                                                                                                                                                                |
|------|------------------|----|-----|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 書類名              | 頁  | 項番  | 項目       |                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                     |
| 質問59 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 36 | 第1章 | 5        | (4)改築設計業務(取付け管) オ 調査 「(オ)現場環境調査取付管」の現場環境調査は、公共樹の確認も必要と考えますが、調査にあたっての地権者への案内は受託者側で行うのでしょうか。                                                                                                            | 現場環境調査にあたっての地権者への案内は、受託者で行ってください。                                                                                                                                                                                                   |
| 質問60 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 40 | 第1章 | 6        | (2)耐震診断業務 「ア 業務内容」に記載の「下水道管路耐震診断調査委託における管路施設調査工」の特記仕様書をご提供頂けませんか。                                                                                                                                     | 要求水準書(別紙集)に「別紙 14 下水道管路耐震診断調査委託における管路施設調査工特記仕様書」をに追加します。                                                                                                                                                                            |
| 質問61 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 40 | 第1章 | 6        | (2)耐震診断業務 オ 耐震診断調査等一般 「(エ)耐震診断(詳細診断)」に記載の現地確認(目視)は、地上での確認のみの認識でよろしいでしょうか。マンホールの構造諸元や接続管延長等は竣工図等をご提供頂けるとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                 | 現地調査についてはマンホール内部を含めて、耐震診断に必要な調査を行ってください。また、耐震計算に必要な竣工図等は提供いたします。                                                                                                                                                                    |
| 質問62 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 53 | 第1章 | 7        | (2)ストックマネジメント実施方針(管路施設)改訂業務において、「当該業務の実施時期については、委託者との協議により決定する。」とありますが、提案の範囲は、4-2.要求水準書(業務委託編)P.75におけるR11～R13の範囲内となるのでしょうか。                                                                           | ストックマネジメント実施方針(管路施設)の改訂時期については、処理場・ポンプ場施設と合わせて改訂することを想定し、令和13年度の改訂を予定しています。令和13年度に改訂を行うためには、令和11年度から業務を開始する必要があると考え、令和11年度から令和13年度にかけて業務実施を予定しています。改訂時期については、処理場・ポンプ場施設との調整が必要となり、予定していた改訂時期に変更が生じる可能性もあるため、委託者との協議により決定することとしています。 |
| 質問63 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 54 | 第1章 | 7        | 「b 関連計画に関する情報の収集・整理」における「⑥事業マネジメント実施に向けた取り組み状況」は閲覧図書の対象外でしょうか。                                                                                                                                        | ⑥事業マネジメント実施に向けた取り組み状況に係る資料として、プロポーザル実施要領第2章 5(9)貸与資料の扱い 表2-2に記載している資料のうち、ふじさわ下水道中期経営計画の資料を参照してください。                                                                                                                                 |
| 質問64 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 54 | 第1章 | 7        | 「c 諸元に関する情報の収集・整理」の「②設置年度及び設置価格」について、全管路(管渠、MH、蓋、取付管、ます)の1箇所単位の費用実績を整理することは現実的ではないと考えますが、設置価格の整理法のイメージがあればご教示ください。                                                                                    | 設置価格の整理について、本市の下水道管路施設に係る財産を整理するものと想定しております。                                                                                                                                                                                        |
| 質問65 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 54 | 第1章 | 7        | 「f 修繕・改築に関する情報の収集・整理」における「⑤運転及び水質記録等」は本業務内で整理を行うのでしょうか。                                                                                                                                               | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                          |
| 質問66 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 54 | 第1章 | 7        | 「(イ)ストックマネジメントデータベース更新」における「b 既存データベースと業務実施時点の最新版下水道台帳を照合し、属性情報の変更箇所等を抽出すること。」につきまして、確認のため申し添えます。<br>当該作業は、業務開始前に委託者様にて実施いただく内容に該当する可能性があると考えておりますが、認識に相違がないかご教示いただけますでしょうか。                          | 当該業務については、受託者に実施していただくものとして、要求水準書に記載しております。                                                                                                                                                                                         |
| 質問67 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 54 | 第1章 | 7        | 「(イ)ストックマネジメントデータベース更新」について、ストックマネジメント実施方針の策定着手が令和11年度であるため、ベースとする下水道台帳や属性情報は令和10年度末現在(令和11年3月)のもので宜しいでしょうか。また、ここで作成したストックマネジメントデータベースを令和18年度の第五期ストックマネジメント実施方針まで使用するという理解で宜しいでしょうか。                  | 使用する下水道台帳は、ストックマネジメント実施方針(管路施設)改訂業務に着手する前年度版を使用することを想定しています。また、本業務で作成したストックマネジメントデータベースは、令和18年度予定の第五期ストックマネジメント計画策定まで使用する予定ですが、詳細については受託者との協議により決定します。                                                                              |
| 質問68 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 58 | 第1章 | 7        | 「(3)ストックマネジメント(第三・四・五期)計画(管路施設)策定業務」において、「当該業務の実施時期については、委託者との協議により決定する。」とありますが、4-2.要求水準書(業務委託編)P.75における実施時期以外の選択肢もありうるとの解釈でよいでしょうか。また、本業務期間中の第6期の実施計画策定は想定されていますか。実施される場合、受託者への随意契約が前提と考えてよろしいでしょうか。 | ストックマネジメント(第三・四・五期)計画(管路施設)は、処理場・ポンプ場施設と同時に計画策定することを想定しており、処理場・ポンプ場側のスケジュールに左右される可能性があるため、4-2.要求水準書(業務委託編)P.75における実施時期以外の選択肢はありません。また、本業務期間中の第六期のストックマネジメント計画策定は想定していません。                                                           |
| 質問69 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 58 | 第1章 | 7        | 「(3)ストックマネジメント(第三・四・五期)計画(管路施設)策定業務」について、第三期計画、現行のストックマネジメント実施方針(令和2年度)に基づき策定するという理解で宜しいでしょうか。                                                                                                        | 現段階では、第三期計画は現行のストックマネジメント実施方針(令和2年度)に基づき策定することを想定しています。                                                                                                                                                                             |
| 質問70 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 59 | 第1章 | 7        | 「(4)ストックマネジメント計画(マンホールポンプ)策定業務の対象」は、機械設備、電気設備のみとし、マンホールポンプ所のマンホール及びマンホール蓋は、(3)ストックマネジメント(第三・四・五期)計画(管路施設)策定業務の対象に含まれるという理解でよろしいでしょうか。                                                                 | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                          |
| 質問71 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 60 | 第1章 | 7        | 「(ウ)施設情報のデータベース構築」について、システムに入力する具体的な項目(属性情報)が決まっていればご教示ください。マンホールポンプの施設台帳システムというものを藤沢市でお持ちなのでしょうか。または今後新規でシステムを作成するのでしょうか。                                                                            | システムはありませんが、エクセルベースの台帳があります。これに入力する具体的な項目(属性情報)については、貸与資料『機器台帳』を参照してください。また、システム作成の予定は今のところはありません。                                                                                                                                  |
| 質問72 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 64 | 第1章 | 7        | 「カ 作業内容」の「(ア)診断」について、診断は調査を実施した全施設に対して実施し、修繕・改築選定はこのうち緊急度Ⅰ・Ⅱ判定となった施設を対象とするという理解で宜しいでしょうか。                                                                                                             | 異常の評価については、調査業務で実施する想定のため、本業務での実施はしません。診断の内、緊急度・健全度の判定については、ご理解のとおりです。                                                                                                                                                              |
| 質問73 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 81 | 第2章 | 別表3      | 「(3)修繕・改築選定の対象施設」には、ます・取付け管は含まれるのでしょうか。                                                                                                                                                               | 含まれます。別表3に追記します。                                                                                                                                                                                                                    |
| 質問74 | 要求水準書<br>(業務委託編) | 83 | 第2章 | 別表3      | 「(3)ストックマネジメント計画(マンホールポンプ)策定」の「(イ)作業内容」について、修繕・改築計画の策定が「無」となっています。<br>この場合、ストックマネジメント計画にマンホールポンプの修繕・改築計画が載らないこととなりますが、問題ありませんでしょうか。                                                                   | 誤記のため、修繕・改築計画策定は「有」となります。                                                                                                                                                                                                           |
| 質問75 | 要求水準書<br>(工事編)   | 4  | 第1章 | 2<br>(2) | 改築工事(管きょ布設替え)はSランクと判定された管きょについて速やかに1スパンを入れ替える工事とされていますが、1スパン入替え以外の対策(更生工事または部分開削など)が合理的と判断される場合、対策範囲及び工法は協議により変更なのでしょうか。                                                                              | 性能発注に移行するまでの間については、ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                       |
| 質問76 | 要求水準書<br>(工事編)   | 5  | 第1章 | 2<br>(4) | 取付管布設替えとありますが、何かしらの条件で布設替えが出来ない場合等、非開削工法による取付管更生による施工は可能でしょうか。                                                                                                                                        | 総合的な条件等によりますが、委託者との協議により、非開削工法も施工は可能と考えています。                                                                                                                                                                                        |
| 質問77 | 要求水準書<br>(工事編)   | 20 | 第2章 | 1<br>(3) | 改築業務(耐震化)で業務名の記載はあるが、10年間想定数量欄に記載のないものは、どのように理解、解釈すればよろしいでしょうか。                                                                                                                                       | 工事施工箇所が決定していないため、10年間想定数量欄に記載のないものが対象になる場合もあります。要求水準書に記載の数量は予定工事の想定される規模と解釈してください。                                                                                                                                                  |

| NO    | 質問箇所              |               |          |                           | 質問内容                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 質問回答                                                                                           |
|-------|-------------------|---------------|----------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 書類名               | 頁             | 項番       | 項目                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                |
| 質問78  | 要求水準書<br>(別紙集)    | 2             | 別紙2      | 1<br>(1)                  | 統括責任者が不在時の代務者(副統括責任者)について記載がありませんが、副統括責任者の選任は事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。また、提案で副統括責任者を定めた場合は、通知書の提出は必要でしょうか。ご教示ください。                                                                                                                                                                                   | 副統括責任者を定めた場合は、業務計画書等に記載してください。                                                                 |
| 質問79  | 要求水準書<br>(別紙集)    | 18            | 別紙7      | No.16                     | 「上記以外の要因による第三者損害」について、貴市が想定されているリスク内容について、ご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                              | 受託者の不法行為、受託者の事業遂行上の不備以外の要因を想定しています。                                                            |
| 質問80  | 要求水準書<br>(別紙集)    | 18            | 別紙7      | No.20                     | リスク分担表共通の「環境保全 No20」は、委託者への○表記でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                       | 委託者の誤りです。訂正いたします。                                                                              |
| 質問81  | 要求水準書<br>(別紙集)    | 18            | 別紙7      | No.20                     | 環境保全「No.20_上記以外のもの」の負担者が受託者になっています。委託者の誤りではないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                |
| 質問82  | 要求水準書<br>(別紙集)    | 18            | 別紙7      | No.20                     | 環境保全 20 上記以外のもの 上記以外は委託者が負担する。とありますが、負担箇所については○の箇所が受託者となっております。委託者負担で宜しいでしょうか。ご教示ください。                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                |
| 質問83  | 要求水準書<br>(別紙集)    | 18            | 別紙7      | No.25                     | 「上記以外の理由による業務遂行中断・不能」とありますが、No24以外で受託者が負うべきリスクとして貴市が想定されているリスク内容について、ご教示ください。                                                                                                                                                                                                                   | 業務実施体制等による業務遂行中断・不能等が生じ、これに起因して発生したリスク等が想定されます。                                                |
| 質問84  | 要求水準書<br>(別紙集)    | 19            | 別紙7      |                           | 負担者区分で委託者が二重記載になっており、誤記と思われますので、ご確認ください。                                                                                                                                                                                                                                                        | リスク分担表を訂正いたします。                                                                                |
| 質問85  | 要求水準書<br>(別紙集)    | 19            | 別紙7      |                           | 表の上部「負担者」欄の下について、本ページではどちらも「委託者」となっており、誤字と思われます。前ページまで同様、左側が「委託者」、右側が「受託者」との理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                |
| 質問86  | 要求水準書<br>(別紙集)    | 19            | 別紙7      | No.29                     | 契約解除リスクについては、受託者負担のみについて記載がありますが、「委託者の責めによる契約解除リスクは、委託者が負担する」と考えますが、この理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。                                                                                                                                                                                                     | ご理解のとおりです。要求水準書(別紙集)別紙7リスク分担に追加します。                                                            |
| 質問87  | 要求水準書<br>(別紙集)    | 19            | 別紙7      | No.31                     | 業務終了後の契約不適合「No.31_発注計画段階で想定しない(想定以上の)暴風、豪雨、高潮等の自然災害及び騒乱その他の人為的事象による施設損害、業務の変更及び中止」において、「委託者があらかじめ指定する保険」について詳細をご教示願います。                                                                                                                                                                         | 委託者から予め指定する保険は特にないため、要求水準書(別紙集)別紙7リスク分担を修正いたします。なお、優先交渉権者との協議により、保険の加入が必要と判断した場合は、この限りではありません。 |
| 質問88  | 要求水準書<br>(別紙集)    | 19            | 別紙7      | No.32                     | 「業務以降手続き」とありますが、「業務移行手続き」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                                | ご理解のとおりです。訂正します。                                                                               |
| 質問89  | 要求水準書<br>(別紙集)    | 19            | 別紙7      | No.33                     | 「業務終了から一定期間内における施設に係る契約不適合」は受託者の負担になっていますが、「業務開始から一定期間内における施設に係る契約不適合」は委託者の負担との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。                                                                                                                                                                                            | 契約不適合となった理由によるため、受託者負担となる場合があります。                                                              |
| 質問90  | 要求水準書<br>(別紙集)    | 19            | 別紙7      | No.34                     | リスク分担表の共通の「国交付金」において、「当初予定していた契約金額から減額となるとは、受託者のリスクとなる。」とありますが、工事の事業量が減少することにより委託料が減少するリスクを指しているとの解釈でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                 | ご理解のとおりです。                                                                                     |
| 質問91  | 要求水準書<br>(別紙集)    | 20            | 別紙7      | No.42                     | 業務中の事故については、受託者の帰責が前提と考えますので、「業務中に受託者の責めにより住民に障害を負わせる、又は住宅等の財産を破損させた場合」と理解いたします。この理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。                                                                                                                                                                                         | ご理解のとおりです。                                                                                     |
| 質問92  | 要求水準書<br>(別紙集)    | 20            | 別紙7      | No.42                     | リスク分担表の維持管理における「業務中の事故」において、リスクの内容に「受託者の責に基づく」旨を条件として追記いただけないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                             | リスクの内容に「受託者の責に基づく」旨を条件として追記します。                                                                |
| 質問93  | 優先交渉権者決定基準        | 4             | 第2章      | 2                         | 各様式の得点化方法は、表2 評価基準にて定められており、A～Dの4段階における定性評価となっています。<br>一方、「様式Ⅳ-4地域精通度」の記載要求事項は、構成員ごとに最大10件までの受託実績となっており、定量評価と見受けられます。<br>受託実績件数と評価基準(A～D)の関係性について教示ください。<br>具体的には、受託実績件数のみで評価されるのか、又は業務内容、対象施設との類似性、契約期間、履行場所等を含めて総合的に評価されるのか、ご教示ください。<br>また、構成員ごとの実績数や共同企業体全体の実績総数が評価に影響するかについても、併せてご教示ください。   | 評価に係る質問にはお答えできません。                                                                             |
| 質問94  | 優先交渉権者決定基準        | 4             | 第2章      | 2                         | 各様式の得点化方法は、表2 評価基準にて定められており、A～Dの4段階における定性評価となっています。<br>一方、「様式Ⅳ-5技術力の評価」の記載要求事項は、企業全体の技術者数(資格ごとに最大10人)となっており、定量評価と見受けられます。<br>有資格者数と評価基準(A～D)の関係性について教示ください。<br>具体的には、有資格者数のみで評価されるのか、又は資格種別、業務との関連性、配置予定の有無等を含めて総合的に評価されるのか、ご教示ください。<br>また、構成員ごとの有資格者数や共同企業体全体の有資格者総数が評価に影響するかについても、併せてご教示ください。 | 評価に係る質問にはお答えできません。                                                                             |
| 質問95  | 優先交渉権者決定基準        | 5             | 第2章      | 2<br>ア<br>(ウ)<br>C<br>(b) | プレゼンテーション・ヒアリングの時間は、参加者1者あたり60分以内と記載がありますが、説明60分、質疑応答30分、準備片付け10分と、内訳の合計時間と異なっておりますが、どちらが正しいでしょうか。                                                                                                                                                                                              | 参加者1者あたり60分以内が正しく、内訳を説明20分、質疑応答30分、準備・片付け10分に訂正いたします。                                          |
| 質問96  | 優先交渉権者決定基準        | 5             | 第2章      | 2<br>ア<br>(ウ)<br>C<br>(d) | プレゼンテーション・ヒアリングの会場は事前に確認可能でしょうか。難しい場合、現地にある機材や平面図等ご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                      | プレゼンテーション・ヒアリングの会場について、事前確認は可能です。詳細については、第一次審査結果の通知と併せて、プレゼンテーション・ヒアリング実施要領を送付しますので確認してください。   |
| 質問97  | 優先交渉権者決定基準        | 5             | 第2章      | 2<br>イ                    | 再下段にある価格点満点の評価は、工事以外の価格点15点＋工事の価格点5点とありますが、その上段にある価格点計算方法の項目名が「業務依委託の価格点」と記載があり、同一内容と考えて良いでしょうか。                                                                                                                                                                                                | ご理解のとおりです。訂正いたします。                                                                             |
| 質問98  | 様式集               | 31<br>～<br>49 | 様式Ⅳ-4～17 |                           | 各様式の上部にある、要求記載事項等は削除してもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                               | 各様式において、指定がない限り見本(赤文字)以外の追記・削除は認めません。                                                          |
| 質問99  | 様式集               | 32            | 様式Ⅳ-5    |                           | 有資格者数は、共同企業体全体の総数(10名を上限)との理解でよろしいでしょうか。または、構成企業毎に有資格者数の表を作成し、各企業の有資格者数(10名を上限)を記載するのでしょうか。                                                                                                                                                                                                     | 構成企業ごとに、有資格者(各10名上限)を記載してください。                                                                 |
| 質問100 | 様式集               | 32            | 様式Ⅳ-5    |                           | 本様式で添付が求められている「登録証等の写し」と「雇用関係確認書類の写し」は、記載した有資格者数全員分必要との理解でよろしいでしょうか。<br>例:記載の資格数(17)×10名＝最大170名分の添付資料                                                                                                                                                                                           | ご理解のとおりです。                                                                                     |
| 質問101 | 公示資料<br>(エクセルデータ) |               |          |                           | プロポーザル公示資料のうち、02-2_見積金額内訳書.xlsxに記載する金額は税込または税抜表示かご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                       | 税抜きとしてください。                                                                                    |



| NO    | 質問箇所       |     |      |                  | 質問内容                                                                                                                                                                                                                          | 質問回答                                                                                                                                                         |
|-------|------------|-----|------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 書類名        | 頁   | 項番   | 項目               |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                              |
| 質問102 | モニタリング基本計画 | 2   | 第1章  | 4<br>③           | 「第三者機関によるモニタリングは、委託者と受託者に対して、双方とは独立した中立・公平な立場から助言や改善提案等を実施し、それらを委託者に報告することを想定している。」とあります。この文末に「…、それらを委託者に報告する」とありますが、「図1 モニタリング体制」では、第三者機関は委託者・受託者双方に結果報告を行うことになっていますので、「…、それらを委託者及び受託者に報告することを想定している。」として、図と整合を取ることが必要と考えます。 | モニタリング基本計画の本文を訂正します。                                                                                                                                         |
| 質問103 | モニタリング基本計画 | 3～4 | 第1章  | 6<br>第2章<br>1    | 企画提案内容はモニタリング対象となっていますが、契約締結後、業務改善等により提案内容を変更する場合は、委託者との協議により変更可能との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                              | 業務改善等を前提とした提案内容の変更については、委託者との協議により決定します。                                                                                                                     |
| 質問104 | モニタリング基本計画 | 6   | 第2章  | 2<br>(1)<br>表2-1 | 「検査補助・普及業務報告書」結果をとりまとめた報告書のイメージがあればご教示いただきたい。                                                                                                                                                                                 | 検査補助については、貸与資料に「現地完了確認調査結果報告書」を追加しますので参照してください。<br>普及業務報告書は任意様式のため、特定の書類はありません。委託者との協議により報告書の様式を定めてください。なお、様式は、必要事項(調査結果)がわかるように記載してください。                    |
| 質問105 | モニタリング基本計画 | 8   | 第2章  | 3                | 履行確認ができない場合、減額又は契約解除の措置を行うことができるとされていますが、減額判断基準及び減額方法をご教示ください。                                                                                                                                                                | 要求水準書に記載の内容に基づき確認を行い、履行確認ができない場合に減額と判断します。減額については、履行確認が出来ない数量について、年度協定書及び受託者が提出する業務代金内訳書に基づき算定します。                                                           |
| 質問106 | 基本契約書(案)   |     | 第1条  | 第1項              | 契約の対象施設が「委託者が所管する下水道施設」とありますが、要求水準書中の対象施設と同義と解釈してよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                   | 委託者が所管する下水道施設は、要求水準書(共通編)第1章 2 (2)対象施設で示す施設のうち、排水設備を除く施設を指しています。                                                                                             |
| 質問107 | 基本契約書(案)   |     | 第2条  | 第14号             | 業務契約とは、本契約及び年度協定を指すとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                            | 業務契約とは、本契約及び年度協定のほか、別途契約する工事請負契約を指しています。                                                                                                                     |
| 質問108 | 基本契約書(案)   |     | 第8条  |                  | 更新工事は別途工事請負契約とされていますが、契約期間中に実施する改築工事は、選定された共同企業体と随意契約を1件単位で締結することを想定する認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                           | 契約期間中に実施する改築工事のうち、要求水準書(工事編)に記載の改築工事については、基本契約書第8条第4項に記載のとおり、随意契約による契約を想定しています。<br>また、工事の契約件数については、複数の工事をまとめ、少ない契約件数とする方針を考えていますが、詳細については委託者と受託者と協議のうえ決定します。 |
| 質問109 | 基本契約書(案)   |     | 第8条  | 第4項              | 「積算基準により算出された工事費」とは、設計成果物を基に貴市で積算(官積算)された工事費を指すのでしょうか。                                                                                                                                                                        | 受託者が(委託者の指定する積算基準書により)積算する工事費を指しています。                                                                                                                        |
| 質問110 | 基本契約書(案)   |     | 第9条  | 第1項              | 「委託者及び受託者は、年度協定を当該年度に実施する業務着手日までに締結し、…」とありますが、国費が充当される工事が含まれる場合、予算内示の時期と少しタイムラグがある様に想定します。その場合、当該年度協定は変更契約が前提との解釈でよろしいでしょうか。                                                                                                  | 年度協定には工事は含めません。<br>国費を充当する業務のうち、年度協定にて契約する業務については、ご理解のとおり変更契約を前提と考えています。                                                                                     |
| 質問111 | 基本契約書(案)   |     | 第9条  | 第1項              | 「業務着手日」、「着手期日」(第2条7号)の定義についてご教示ください。                                                                                                                                                                                          | 基本契約書(案)第9条第1項の業務着手日は、各年度協定を締結した年度における業務を着手する日を指しています。<br>基本契約書(案)第2条第7号の着手期日は、業務の履行開始日をいい、令和9年4月1日を指しています。                                                  |
| 質問112 | 基本契約書(案)   |     | 第25条 |                  | 「本件施設」とは、本業務の「対象施設」と読み替えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                           | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                   |
| 質問113 | 基本契約書(案)   |     | 第28条 | 第2項              | 「契約の締結の日」とは年度協定書のことを指しているのでしょうか。                                                                                                                                                                                              | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                   |
| 質問114 | 基本契約書(案)   |     | 第32条 |                  | 契約期間中に法令改正、技術基準改定又は国の制度変更により業務内容の追加又は変更が生じた場合は、契約変更及び委託料変更の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                               | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                   |
| 質問115 | 基本契約書(案)   |     | 第32条 | 第3項              | 委託者は、必要である範囲内において、本業務の内容を変更することができるとありますが、受託者との協議をしたうえでの変更と理解してよろしいでしょうか。                                                                                                                                                     | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                   |
| 質問116 | 基本契約書(案)   |     | 第35条 | 第6項              | 当該年度の委託者の予算額を超過するおそれがある場合、業務対象の範囲については協議が可能との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                    | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                   |
| 質問117 | 基本契約書(案)   |     | 第35条 | 第6項              | 「受託者は当該指示に従うことに伴う費用等の負担を委託者に請求することはできない。」とありますが、例えば、すでに履行済の中間成果物の精算についてはどのように考えるべきでしょうか。                                                                                                                                      | すでに履行済みの業務については、既済検査を実施し、検査に合格した部分の引渡を受け、その分について業務委託料を支払います。                                                                                                 |
| 質問118 | 基本契約書(案)   |     | 第43条 | 第1,2,5<br>項      | 「契約不適合責任期間」とは、成果物の引渡し日を起算日として、一定期間を指すとの理解でよろしいでしょうか。その場合、別紙2に起算日の記載が無いため、起算日を成果物の引渡し日とする旨を明示すべきではないでしょうか。また、民法637条第1項の『不適合を知った時から1年以内の通知』に相当する通知期限は本契約では定めないとの理解でよろしいでしょうか。                                                   | 「契約不適合責任期間」とは、成果物の引渡し日を起算日として、一定期間を指すとの理解です。<br>別紙2に起算日の記載が無いため、起算日を成果物の引渡し日とする旨を追加で記載します。<br>また、民法637第1項に係る取扱いは、基本協定書(案)第43条第8項に記載しております。                   |
| 質問119 | 基本契約書(案)   |     | 第49条 |                  | 「前記」とは、要求水準書別紙7のリスク分担表を指すという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                     | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                   |
| 質問120 | 基本契約書(案)   |     | 第49条 |                  | 【リスク分担】受託者が要求水準に基づき適切に調査・点検等を実施したにもかかわらず、その後予見困難な道路陥没等が発生した場合は、受託者の責任とはならないとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                    | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                   |

| NO    | 質問箇所     |   |       |     | 質問内容                                                                                                       | 質問回答                                                                                                              |
|-------|----------|---|-------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 書類名      | 頁 | 項番    | 項目  |                                                                                                            |                                                                                                                   |
| 質問121 | 基本契約書(案) |   | 第51条  | 第2項 | 「受託者は委託者に対して」は、「委託者は受託者に対して」ではないでしょうか。                                                                     | ご指摘のとおりです。訂正いたします。                                                                                                |
| 質問122 | 基本契約書(案) |   | 第54条  | 第2項 | 遅滞した場合の違約金の定めがありますが、「業務委託料」とは年度協定書で定めた当該年度ごとの業務委託料を指し、業務委託料の全額(全年度の総額)を指すものではないという理解でよろしいでしょうか。            | 業務委託料とは、基本契約書の委託料総額を指しています。                                                                                       |
| 質問123 | 基本契約書(案) |   | 第55条  | 第2項 | 違約金の定めにおける「業務委託料」についても、上記同様、年度ごとの業務委託料を指しているという理解でよろしいでしょうか。                                               | 業務委託料とは、基本契約書の委託料総額を指しています。                                                                                       |
| 質問124 | 基本契約書(案) |   | 第55条  | 第5項 | 違約金の定めにおける「業務委託料」についても、上記同様、年度ごとの業務委託料を指しているという理解でよろしいでしょうか。                                               | 業務委託料とは、基本契約書の委託料総額を指しています。                                                                                       |
| 質問125 | 基本契約書(案) |   | 第65条  | 第4項 | 違約金について、算定基礎となる「業務委託料」は、年度ごとの業務委託料を指しているとの理解でよろしいでしょうか。                                                    | 業務委託料とは、基本契約書の委託料総額を指しています。                                                                                       |
| 質問126 | 基本契約書(案) |   | 第76条  | 第1項 | 「ただし、受託者が単独で生成した知的財産権等の帰属については受託者と委託者が協議して決定する。」とありますが、この場合、一般的に受託者に知的財産権は帰属するのではないのでしょうか。                 | 帰属については、基本契約書(案)第76条に記載のとおり、協議によって定めることを想定しています。なお、ご質問の「一般的に受託者に知的財産権は帰属するのではないのでしょうか。」について、一般的な考え方についてはお答えできません。 |
| 質問127 | 年度協定書(案) |   | 別紙1-2 | 2   | 業務間流用の対象となる業務及び金額は、事前に貴市と協議、承認のうえ定めるものと理解しています。<br>流用額に上限はないとの理解でよろしいですか。<br>また、業務間流用できない業務がありましたらご教示願います。 | 流用額は、年度協定で定めた業務委託料の金額を超えることはできません。<br>また、業務間で流用が可能な業務は、年度協定書(案)別紙1-2に追記しました。                                      |